

(議事録)

佐野会長 ただいまより、第8回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたしますけれども、初めに本日の出席委員の状況について、報告をお願いいたします。

賃金室長補佐 報告します。公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、出席者数15名でございます。本日欠席した委員はおりません。また、会議の一般傍聴者もおりません。以上です。

佐野会長 ありがとうございます。本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

 なお、本日の議題は特定最低賃金の改正決定についてでございます。本日の会議は公開とし、議事録についても公開といたします。

 また、本審議会の議事録の確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

 続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

賃金室長 配付資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしている次第を開きまして、資料のページ、No.1からNo.5まであります。No.1が埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。2番以降も同じく電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の報告書。3番目に関しましては、輸送用機械器具の報告書。4番目が光学機械器具・レンズ、時計に関する報告書。5番目が自動車小売業最低賃金に関する報告書になっております。欠落等のある場合はお申し出ください。

佐野会長 よろしいですか。欠落ないですね。それでは、早速議題に移らせていただきます。

 議題1は特定最低賃金の改正決定についてです。まず、事務局からそれぞれの専門部会長報告書について、報告をお願いいたします。

賃金室長 それでは、各部会の報告書を読み上げさせていただきます。委員の皆様のお手元にお配りした報告書の写しを御覧ください。報告書の添付の読み上げにつきましては、最低賃金の件名、最低賃金額、効力発生日以外は割愛させていただきます。

 No.1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

です。別紙に関しまして、最低賃金額が1時間974円。効力発生の日が令和3年12月1日。

資料No. 2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。最低賃金額は1時間981円。効力発生の日は令和3年12月1日。

資料No. 3、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。最低賃金額は、1時間990円。効力の発生の日、令和3年12月1日。

資料No. 4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。1時間990円。効力発生の日は令和3年12月1日。

資料No. 5、自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。最低賃金額は1時間988円。効力の発生の日は令和3年12月1日になります。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

今、室長から改正決定金額について読み上げていただきました。今回の各特定最賃については、皆様の御尽力をいただきまして、全会一致ということで、話を伺っております。

それでは、各専門部会から、部会の状況について御報告をいただきたいと思っております。

まず、埼玉県非鉄金属製造業の専門部会を御担当いただきました鈴木委員から、お願いいたします。

鈴木委員

非鉄金属製造業最低賃金の部会の御報告をいたします。まず、全体協議で、労働者側より28円から30円。使用者側より23円のアップが主張されました。金額の根拠を説明する際、労働者側の主張が整理されていない部分がありましたので、個別協議の際に公益委員から助言を行いまして、再開後、全体協議の場で賃上げ率を踏まえた金額の説明をしていただきました。その後、個別協議を挟みまして、それぞれの歩み寄りがありました。労側は地賃やほかの業種との均衡を鑑みまして、昨年の県最賃引上げ幅2円と今年の県最賃引上げ幅28円の合計30円であることを踏まえまして、非鉄も同等の上げ幅とすべく、26円を主張しました。使用者側も個別協議の中で、段階的に25円まで歩み寄りをしていただきました。最終的には公益委員の働きかけに応じる形で、使用者側も他産業と比べて時間給が低い点には少々憂慮する点もないわけではないということもありまして、使用者側が26円を了承しまして、最低賃金を1時間974円、プラス26円で部会報告が全会一致で議決されることになりました。以上になります。

す。

佐野会長

ありがとうございました。続きまして、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の専門部会を担当していただきました土屋委員から報告をお願いいたします。

土屋会長代理

簡単に文書にまとめてきましたので、それを読み上げる形で御報告をいたします。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の専門部会は、9月8日の第1回合同部会に続いて、第2回を9月17日に行いました。全体協議において、まず労働者側からは、本産業の鉱工業生産指数が回復し高い水準で推移している中、事業の公正競争確保、人材確保の必要性等の観点から、本産業の基幹的労働者にふさわしい最低賃金水準の実現のために、その一定の引上げ、改善が必要であるとの主張がなされまして、具体的には、昨年と今年の春闘の賃上げ率を基にした35円から昨年の引上げ額3円を引いた32円を主張しました。

次に使用者側からは、本産業における労働者の処遇改善の重要性を理解し、地域最賃の28円引上げを踏まえ、そして鉱工業生産指数の上昇、日銀短観の業況判断D Iの改善等の動向を基にしつつ、しかし他方で、裾野が広い本産業では厳しい状況のところが多くないこと、半導体・部品供給不足が深刻で、先行きの不透明感も拭えない中であり、雇用確保の観点も重要であることか、引上げの影響率が2割を超えない21円を主張しました。

その後、個別協議を繰り返し、また全体協議も行う中で、労使ともに合意に向けて歩み寄りがなされまして、その結果、引上げ額27円ということで合意が成立し、これを採決の結果、全会一致で結審いたしました。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。次に、埼玉県輸送用機械器具製造業の最低賃金専門部会を担当していただきました福田委員から報告をお願いいたします。

福田委員

輸送用機械器具につきましては、若干ちょっと珍しいと言っていると思うんですが、経過をたどりまして、少しだけお時間をいただいて御紹介させていただきたいと思います。実は当初御提出いただいた資料に基づきますと、引上げの上限額が18円になっておりまして、もう一度、事務局と一緒に資料をよく精査していただけないだろうかとお願いをいたしましたところ、当初の資料に不正確な点があって訂正したいということだったので、御訂正いただきまして、使側もそれ

を快く受け入れていただいて、上限額が27円ということになりました。その上で、交渉を仕切り直しということにさせていただきまして、労側は上限額いっぱいの27円、使側は20円というところから協議をスタートいたしまして、個別協議を経て、1,000円を目先ににらんだ990円台に乗せようということで、労使の合意ができ、24円という数字ができたところでございます。

こちらからのお願いでございますけれども、ぜひ来年度以降は引上げの上限額というところもちょうと注意して見ておいていただきたいなということが1つお願いでございますし、いずれにいたしましても労使双方の御協力にこの場をお借りして、心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

佐野会長

どうもありがとうございました。

最後になりますけれども、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金専門部会及び埼玉県自動車小売業の最低賃金専門部会の2つの部会を担当していただきました満木委員から報告をお願いいたします。

満木委員

では、まず光学機械製造業等の最低賃金の部会報告をいたします。当初は労働者側から2年間の春闘の結果を基に33円、それから使用者側からは、鉱工業指数等を参考にして、20円のアップが主張されました。コロナ禍における業界の景気回復に対する認識が労使で大きく隔たっておりまして、なかなか歩み寄りが進みませんでした。公益委員としても粘り強く説得しまして、最終的に使用者側が27円アップを了承していただきまして、最低賃金を1時間990円、プラス27円ということで、部会報告が全会一致で議決されました。

それから続きまして、自動車小売業最低賃金の専門部会の報告をいたします。これにつきましても、当初、労働者側からは春闘の2年分の結果を基にして、31円、それから使用者側からは経済指数等を参考として18円ということで、主張がありました。労使間で昨年度は5円アップだった経緯、それから業界の現状に対する経済認識が労使でなかなかかみ合わず、労働者側は県最賃と同額の28円アップ、使用者側は先に報告のあった輸送用機械と同額の24円アップというところまで歩み寄りしましたが、その後の公益委員の働きかけをもってしても、労働者側は26円、使用者側は25円という、最後の1円のところでどうしても歩み寄れなかったということがありまして、そこで公益委員が協議いたしまして、公益委員の提案に対する採決を採るといことになりまして、最終的に最低賃金を1時間988円、プラス26円ということで、部会報告が全会一致で議決されました。

以上になります。

佐野会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、質問等がございましたら、挙手してお願いできますか。よろしいですか。

御同意いただけるのでしたら、ただいまの5業種の専門部会長報告を受けて、一括して採決に入りたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

佐野会長

分かりました。

それでは、採決に入ります。5業種の専門部会長報告の結論について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

佐野会長

ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。ありがとうございました。

それでは、事務局で答申文(案)を配付し、読み上げていただきますようお願いいたします。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

佐野会長

それでは、お願いします。

賃金室長

それでは、答申文(案)を読み上げます。令和3年9月29日、埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長から、埼玉労働局、高橋局長宛での答申文になります。

当審議会は、令和3年8月2日付け埼労発基0802第1号をもって諮問のあった下記の各特定最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1から5のと通りの結論に達したので答申する。

1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号)。

2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号)。

3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号)。

4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号)

5、埼玉県自動車小売業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金

公示第7号)。

別紙を読み上げます。埼玉県非鉄金属製造業最低賃金は、適用する地域は埼玉県の区域、適用する使用者は前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満または65歳以上の者。（2）雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）次に掲げる業務に主として従事する者。イ、清掃または片付けの業務、ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰めまたは運搬の業務。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間974円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日。令和3年12月1日。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。適用する地域は埼玉県の区域。適用する使用者は前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業または情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3、適用する労働者は前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者に関しましては、非鉄金属製造業と読み上げのとおりでございます。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間981円。5、この最低賃金において賃金に算入しないものは非鉄金属製造業の読み上げと同じです。6、効力発生の日は令和3年12月1日。

別紙3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金。適用する地域は埼玉県の区域。適用する使用者は前号の地域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。適用除外労働者は先ほどの非鉄金属製造業の読み上げのとおりでございます。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間990円。5、この最低賃金において賃金に算入しないものは先ほどの非鉄金属製造業の読み上げと同じでござ

います。6、効力発生の日は令和3年12月1日。

別紙4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金。適用する地域は埼玉県の区域。2、適用する使用者。前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業または時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3、適用する労働者は前号の使用者に使用される労働者です。適用除外労働者は先ほどの非鉄金属製造業の読み上げのとおりでございます。4、前号の労働者に係る最低賃金額は1時間990円。5、この最低賃金において賃金に算入しないものは非鉄金属製造業の読み上げのとおりでございます。6、効力発生の日は令和3年12月1日。

別紙5、埼玉県自動車小売業最低賃金。1、適用する地域は埼玉県の区域。2、適用する使用者は、前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満または65歳以上の者。（2）雇入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）清掃または片付けの業務に主として従事する者。4、前号の労働者に係る最低賃金額は1時間988円。5、この最低賃金において賃金に算入しないものは非鉄金属製造業の読み上げのとおりでございます。6、効力発生の日は令和3年12月1日。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。答申文については今のとおりでございますけれども、今、説明していただきました答申文について、これでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

佐野会長

ありがとうございます。異議なしといたしまして、これから答申文を局長に答申することにいたします。

（会長から労働局長に答申文手交）

賃金室長

それでは、局長のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

佐野会長 お願いします。

労働局長 答申文を頂戴いたしました。誠にありがとうございます。
去る8月2日に諮問させていただきました5業種の特定最低賃金の改正決定につきまして、ただいま佐野会長より御答申を頂戴いたしました。委員の皆様方におかれましては、特定最低賃金に係る産業の事情を踏まえた慎重かつ真摯な御審議を賜り、本日の答申を取りまとめるため、多大な御尽力を賜りましたことを、心から御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

当局といたしましては、頂戴いたしました答申を尊重し、12月1日の改正発効に向けまして、速やかに今後、改正決定の進めてまいりたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。

簡単ではございますが、一言御礼の挨拶に代えさせていただきます。

賃金室長 局長は所用のためにここで退席をさせていただきます。

佐野会長 ありがとうございました。

労働局長 より良い御審議のほど、よろしく願い申し上げます。本当にありがとうございました。失礼いたします。

佐野会長 続きまして、事務局から、今後の日程について説明いただけますか。

賃金室長 今後の日程について、御説明をさせていただきます。本日、答申をいただきましたので、答申の内容について意見申出の公示を行います。異議申出の締切りは10月14日木曜日となります。

異議申出があった場合は、10月18日月曜日に審議会を開催いたします。改正発効予定日は12月1日となります。以上です。

佐野会長 ありがとうございました。異議審については、まだこれから開催するかどうか不透明なところがありますけれども、もし行った場合は会議は非公開とし、議事録については公開といたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題2はその他ですが、まず、委員の先生方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、事務局から何かございますか。

賃金室長 特にありません。

佐野会長 ありがとうございました。それでは、これで第8回埼玉地方最低賃

金審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —